（認定職業訓練に関する事項の変更の届出）

第四条　認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練に関し、第一号に掲げる事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）には速やかに変更のあった事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更しようとする場合にはあらかじめその旨を機構に届け出なければならない。

一　認定職業訓練を行う者（実習を含む認定職業訓練にあっては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）の氏名又は名称、その住所又は主たる事務所の所在地

二　認定職業訓練が行われる施設の名称及び定款等に記載した事項

（就職状況の報告）

第五条　認定職業訓練を行う者は、当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に、当該認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間に就職した又は自営業者となった修了者の数及び就職理由退校者の数その他の就職に関する状況を記載した就職状況報告書（様式第二号）を、機構に提出しなければならない。

（機構への通知）

第六条　厚生労働大臣は、法第四条第二項の規定により職業訓練の認定を取り消したときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（法第五条に規定する助成）

第七条　法第五条に規定する認定職業訓練を行う者に対する助成として、認定職業訓練実施奨励金を支給するものとする。

（認定職業訓練実施奨励金）

第八条　認定職業訓練実施奨励金は、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金とする。

2　認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（第三項ただし書の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあっては、認定職業訓練を適切に行った者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　基礎訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない日においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項ただし書の場合にあっては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十を超えた者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき六万円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

ロ　基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が六万円を超える場合にあっては、六万円）

二　実践訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項ただし書の場合にあっては、当該実践訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十を超えた者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき五万円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

ロ　基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千五百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が五万円を超える場合にあっては、五万円）

3　認定職業訓練基本奨励金は、連続する三の基本奨励金支給単位期間（当該連続する三の基本奨励金支給単位期間の末日の翌日から認定職業訓練が終了した日までの連続する基本奨励金支給単位期間の数が三に満たない場合は、当該連続する基本奨励金支給単位期間。以下この項において「基本奨励金支給対象期間」という。）ごとに、前項の規定に基づき当該基本奨励金支給対象期間について支給すべき額として算定した額を支給するものとする。この場合において、当該認定職業訓練を行う者が当該認定職業訓練を適切に終了させた場合においては、当該認定職業訓練を行った者が希望する場合に限り、基本奨励金支給対象期間ごとの認定職業訓練基本奨励金の支給に代えて、前項の規定に基づき当該認定職業訓練の全ての基本奨励金支給単位期間について支給すべき額として算定した額の認定職業訓練基本奨励金の支給を行うことができるものとする。

4　認定職業訓練実施付加奨励金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　実践訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金を受ける者であって、当該実践訓練の就職率（当該実践訓練に係る修了者等であって、当該実践訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者の合計数を当該実践訓練の修了者等の数で除して得た率（当該実践訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該実践訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。次号において同じ。）が次号イ又はロに掲げる率に該当する実践訓練を行ったもの　次のイ及びロに掲げる就職率の区分に応じ、当該イ及びロに定める額

イ　百分の四十以上百分の五十五未満　次の(1)及び(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間（実践訓練の期間を当該実践訓練が開始された日又は開始応当日から各翌月の開始応当日の前日（当該実践訓練が終了した日の属する月にあっては、同日。）までの各期間に区分した場合における一の期間をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額

(1)　(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間以外の付加奨励金支給単位期間　当該実践訓練に係る修了者等一人につき一万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(2)　付加奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である付加奨励金支給単位期間　当該実践訓練に係る修了者等一人につき五百円に当該付加奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合にあっては、一万円）

ロ　百分の五十五以上　次の(1)及び(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額

(1)　(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間以外の付加奨励金支給単位期間　当該実践訓練に係る修了者等一人につき二万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額